

Title	満洲に於ける「弗外交」の発端
Sub Title	
Author	伊藤, 秀一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.7 (1933. 7) ,p.927(41)- 958(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19330701-0041
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330701-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いて、軍隊そのものを支配したときにあるのはいふまでもない。

俸給生活者は、ファッシズム運動に對しては、殆んど参加してゐないで、將來その参加の程度も甚だしくないと考へられる。何となれば、日本のプロレタリア社會運動が、甚だ強力ではなく、且つ俸給生活者の生活態度は、比較的進歩的であるからである。故にもし、この層の社會的運動の始められるときは、ファッシズム運動とは別種な、しかもプロレタリア社會主義とも區別せらるべき何等かの運動の形態を採るのではないかと考へられる。

要するに、日本の中間階級は、未だ斷然ファッシズムに到るべき必要に到達してゐない。そこに日本ファッシズムのドイツその他のファッシズムと異なる形態があるのではないかと考へられる。日本の中間階級は何等かの運動の機關を要求してゐるやうではある。それはいま全く十字路に立つてゐる。しがしながら、中間階級、殊に新中間階級の大多數にとつては、ファッシズムに轉向するのは、その思想の進歩性が許さぬであらう。かくて、ファッシズム運動自體の團體は、從來の反動的團體からの發展であり、かくの如き種類の團體が、中間階級獲得のために、それらの層に呼び掛けつゝあるといふのが、現在の有様である。

一九三三年六月十二日 稿了

附記

この一文は五月六・七兩日に涉つて大阪商大及び關西大學に開催された日本社會學會大會における筆者の報告要領であつて、「ファッシズムの社會的基礎」と題したものであるが、今は中間階級問題の序論として書かれたものである。これを機會として中間階級問題に對する論究を進めたい考へである。加田哲二 追記

滿洲に於ける「弗外交」の發端

伊 藤 秀 一

第十九世紀の終末に當り、歐羅巴列強に一步遅れて帝國主義的な世界分割に参加した米國は、布哇及び、比律賓群島の獲得によつて、太平洋上の一大勢力を形成するに至つた。而して此の新しい對外政策の時代は、「新しい言葉と新しい型の活動家とを必要とした。大統領ルーズベルト（一九〇一—一九〇九年）は、合衆國の對内對外政策に於て、合衆國が新しい段階、即ち金融資本と帝國主義の獨裁に移つたことを自ら體現したのである。」⁽¹⁾ 彼は次の如く豪語して居る、「我國の支配領域の伸張は廣大であり、わが勢力圏の伸張は更に一層絶大である。太平洋に於ける米國の地理的地位は、將來に於て此の海洋の平和的支配を保障するに足る」と。⁽²⁾

(1) ボタロフスキー監輯 北米合衆國史 三九四頁

(2) Roosevelt, "Works" V. I, p. 393. Nearing & Freeman: Dollar Diplomacy. pp. 39-40.

太平洋上の斯かる勢力に立脚するアメリカ帝國主義の極東進出が、先づ支那大陸に對する「門戶開放」の政策と

滿洲に於ける弗外交の發端

なつて現はれたといふ事情に就ては既に記した。⁽³⁾ 斯かる政策によつて米國は、自國獨特の地位を民主的且つ平和的のものとして擬裝し、英國や佛蘭西や露西亞の帝國主義的政策と對立せしめることが出来た。而して此事によつて支那のブルジョアジーや民主々義的知識階級の共鳴を惹き、總ての「勢力範圍」に於て通商の道を打開することが出来たのである。此の當初に於ける米國の利害が専ら通商上の利害であつたことは明かであつて、對支投資の問題は當時未だアメリカ資本主義の關心事でなかつたか、或ひは高々通商上の利害と關聯してのみ考慮せられたに過ぎなかつた。

(3) 拙稿 ジョン・ヘイの「門戶開放」宣言(本誌本年二月號所掲) 參照

當時米國は支那に七〇乃至八〇の商館を有して居た。其中スタンダード・オイル會社の如きは、油槽や販賣裝置のために相當巨額の資本を投じ、一八九八年には支那に輸入せられた一億ガロンの燈用石油の半ばを供給した。又上海米穀會社(Shanghai Rice Mill Company)、アメリカ煙草會社(American Cigarette Company)、及び上海パルプ・製紙會社(Shanghai Pulp and Paper Company)を管理するための一の有力な米國貿易會社が設置されて居る。だが少くとも右の會社の中二つのものは、大部分支那人によつて投資されたものであつたと言はれる。更に米國人は織物業や紡績工業に参加して居る。一九〇〇年上海で經營されて居た九乃至十の紡績工場の中二つは、明かに米國系統の會社であつて、其の資本總額は略々百二十萬弗(米國弗)であつたが、而も是等の資本は總て米國人によつて供給されたものではなくて、部分的には英國人及び支那人の資本であつた。一八九七年に上海の紡績業

者の一團が彼等の事業に對する後援と支持を希望したのに對して、北京の米國公使は「支那の紡績業を育成することによつて我國の利益がどれ程増進せしめられるかは疑はしい」と言つて之れを突放して居る。此點に就ては米國國務省も同意見であつて次の如く言明した。「委員會の報告は、外國の輸入品に對し低廉なる勞働の基礎を以て競争せんとする地方的製造工業を援助せんとするものであるが、我國の利害は寧ろ我が製造工業品のために世界市場を開放せしめんとするの點にある」と。斯かる態度は、當時米國の支那に對する利害の中心が投資よりも貿易にあつたといふことの有力な證左たり得るであらう。⁽⁴⁾

(4) Remer C. F., Foreign Investments in China, 1933, pp. 251-253.

鐵道利權に就て言へば、米國の活動は其の初めから一の投資活動であつたといふ議論がなされるかも知れぬ。既に一八九八年米國は粵漢鐵道(廣東—漢口間)の敷設權を獲得して居る。粵漢鐵道は京漢鐵道と共に支那の中心を南北に貫くものであつて、これが完成されたならば支那の經濟的發展と共に、南北支那の政治的統一のために重大な意義を有するものとして、清朝政府が早くより計畫した所のものであつた。而して京漢鐵道の敷設權が露佛資本の傀儡たるベルギー・シンヂケートに與へられたに對して、粵漢鐵道は米國の財團たる American China Development Co., 「華美啓興公司」の手に委ねられたのである。此の財團には Standard Oil Co., American Sugar Refining Co., を初め若干の大トラストが参加し、其の資本金は二千萬弗であり、設立二年後即ち一九〇〇年には四千萬弗に倍加した。併し此の大鐵道の建設を獨占的に遂行するためにアメリカ資本は餘りに微弱であることが間もな

く暴露された。華美啓興公司は廣東より三〇哩程の鐵道を作つたのみで其の建設を中止し、同會社の株は次第にベ
ルギー・シンヂケートに買收せられることによつて、其の實權をも喪失してしまつた(5)。米國の鐵道利權への參加
が、單に軌條や鐵道用材の販路を求めるといふ點にのみあつたと斷ずることは出來ぬであらう。政治的的目的のため
に經濟上の契約を利用せんとする帝國主義的手段は、一九〇〇年直前の支那に於ける鐵道利權契約に典型的な適例
を示して居ると考へられるからである。それにも拘らず叙上の如き米國投資の失敗は、明に極東に於ける米國資本
の勢力が未だ頗る微弱であつた事を説明して居る。一八九九年のジョン・ヘイの門戶開放宣言が、通商上の門戶開
放を要求するに止まり、未だ決して投資のための門戶開放を要求するものでなかつたといふことは筆者の既に指摘
せる所である。右の宣言は列國の投資的勢力範圍に於ける獨占的地位を容認して居る。(6) デネットの言ふ如く、
「米國は、既に他の列強に與へられて居る鐵道建設又は鑛山採掘の優先權に就て、争ふに足る程充分なる投資のため
の資力を持たなかつたのである。」(7)

(5) 東亞經濟調査局 米國の對支經濟政策 二七一―二九頁 Reinsch. World Politics at the End of the Nineteenth Cen-
tury. pp. 128-129. Rockhill; China Treaties, p. 252.

(6) 前掲 拙稿 三四―三五頁

(7) Dennett T., Americans in Eastern Asia, 1922. p. 648.

尙リリーマーの記す所によれば、一九〇〇年に於ける米國の對支投資は次の如くであつた。

事業投資 一七・五百萬弗
國債・政府借款 二・二一
計 一九・七

これを當時に於ける各國の投資額と比較すれば次の如く甚だ微々たるものであつた。(一九〇二年)

	投資額(單位百萬弗)	比率
英國	二六〇・三	三三・〇
露西亞	二四六・五	三一・三
獨逸	一六四・三	二〇・九
佛蘭西	九一・一	一一・六
米國	一九・七	二・五
白耳義	四・四	〇・六
日本	一・〇	〇・一
其他	〇・六	〇・〇
計	七八七・九	一〇〇・〇

(Remer; op. cit., p. 76. p. 260.)

二

然るに日露戰爭は米國の對支政策の上に一大轉向を齎すに至つた。抑々米國が日露戰爭の結果に期待したる所は、
滿洲に於ける非外交の發端

滿洲に於ける露國の獨占的侵略主義を排除することによつてこれが門戸を開放せしめ、依つて以て自國の有望なる海外市場たらしめやうとするにあつた。戦争及び媾和談判に際して日本を支持した理由は此點にあつたのである。然るに日露戦後の情勢は著しく米國の期待に反し、日本は今や南滿洲に於ける露國の舊租借地及び鐵道を獲得することによつて、露國に代つて極めて優越的な地位を占むるに至つた。即ち主として露國の南下勢力の壓迫に抵抗して戦つた日本は、東三省の軍事上の重要性を理解すると共に、滿洲に於ける日本の政治的利益が、租借地及び鐵道を完全に掌握することによつて増進せらる可きことを充分に認識することが出来たのである。而も是等の軍事上、政治上の利害の基礎を形成したものは、言ふ迄もなく經濟的利益即ち日本資本主義の利害であつた。滿洲の市場は次第に日本資本主義の發展のための不可欠的な條件となりつゝあつた。(9) 而して此の市場の開發は先づ南滿洲鐵道の擴張發展を以て始めらる可きであり、其のためには滿洲に於ける日本の勢力は、從來の如き政治外交上の紛糾の再發を防ぎ、且つ日本の特殊權益を擁護するに足る程充分に強力でなくてはならなかつたのである。

(6) 日本對滿貿易の發展に就ては、牛莊稅關の報告に従つて次の統計が得られる。牛莊は、一九〇三年の日清追加通商航海條約によつて奉天、大東溝が開港されるまでは、滿洲唯一の開港場であつた。

年次	貿易總額	英國	香港	合衆國	日本(臺灣を含む)	總額に對する日本の%	貿易總額
一九九六	一九,四三四	一一	二,〇四五	一	三,二二九	一六・六	二八,七六八
一九九七	二二,八六六	二六	一,六四一	一	五,三九〇	二三・六	三九,一九一

一九九八	二八,〇七五	二〇	一,〇二四	—	七,二七四	二五・九	四三,四六八
一九九九	四二,四六〇	一九六	二,五七九	九三七	九,八二二	二三・一	五三,一四七
一九〇〇	一九,六四〇	六	一,三九三	三五四	四,六九五	二三・九	四二,六九〇
一九〇一	三五,八九〇	一	三,〇一五	五〇	八,二九九	二三・九	四九,四四三
一九〇二	三五,八三九	四六	三,五六七	三一	一〇,一六二	二八・四	六四,〇七〇
一九〇三	四〇,四六四	五八	三,五二二	一一〇	一一,九三七	二九・五	八〇,七三一

單位 一〇〇〇海關兩 (永雄 前掲書 二七九—二八一頁所掲統計表より作成)

戦争による全滿洲市場の一时的破壊の後、此の市場の開放が日本軍隊の撤退以前に行はれ難きを知つた外國貿易業者特に米國の貿易關係者が、斯かる事實を目して日本が秩序の回復に藉口して故意に滿洲から外國貿易業者を排斥せんとしつゝあるものであると非難するに至つたのは、正に如上の趨勢の然らしむる所であつたのである。日本の滿洲進出に對する斯かる疑惑と嫉視とは、滿洲に於ける新なる國際關係の發展を物語るものであつた。就中滿洲市場に於ける日米兩國資本の利害は次第に超ゆ可らざる溝渠を深めたのである。

乍併、滿洲を中心とする經濟問題は今や單なる貿易上の問題に止まらなかつた。日本の滿洲發展政策の基礎を成すものが鐵道の擴張に存したといふことは、資本投下の問題が前面に推し進められたことを意味する。而も他方に於て、一度び對支投資活動に蹉跌した米國は、國內に於て蓄積せられた強大な資本勢力を以て虎視眈々として極東進出の機會を覗つて居たのである。斯くて日露戦争後の支那に於ける國際帝國主義の活動は、滿洲に就て言へば先

づ鐵道を中心とする投資活動を以て始まつて居る。以下に於ける吾々の分析は、此の投資活動を中心とする國際關係に於て非外交が如何なる役割を演じたかといふ點にある。

三

米國資本の滿洲に對する第一の觸手は、有名なハリマン (E. H. Harriman) の滿鐵利權買収計畫である。これは一九〇五年ポーツマス媾和談判進行中に於て、いち早くも米國の鐵道王ハリマン (クーン・ロエブ資本閥を背景とする) が、日本の所有に歸す可しと信ぜられた南滿洲鐵道を、自己の勢力に依つて組織する米國シンヂケートにより買収せんとせる計畫であつた。(10) 此の計畫の根本的な目的は、世界一周の交通路を系統的に其の支配下に統一するにあつたと傳へられて居る。即ち既に米大陸を横斷するユニオン・パシフィック鐵道及びサウザン・パシフィック鐵道を經營し、更に米亞を連結するパシフィックメール汽船會社を其の支配下に置いたハリマンは、進んで滿鐵及び東清鐵道を買収し、更に北滿よりシベリア及び歐羅巴に通ずる交通權を獲得せんとする大野望を抱き、其の第一歩として滿鐵買収を畫策したものであると傳へられて居る。

(10) 永雄策郎 植民地鐵道の世界經濟的及世界政策的的研究 二六〇頁

同著に於て、著者はケンナンのハリマン傳 (Kenan, G., Harriman, a Biography, 1922) に於ける滿鐵買収問題を紹介され、此問題を詳しく批評して居られる。本節の以下の記述は同著に負ふ所が甚だ多い。

ハリマンは一九〇五年八月日本に乘込み、夫々交渉の結果ポーツマス條約調印(九月五日)の後間もなく、十月十二

日、日本政府代表桂首相との間に次の如き豫備覺書 (Memorandum of a Preliminary Understanding) を交換した。

「日本政府に依り獲得せられたる南滿洲鐵道買収費及び其の附屬事業費即ち同鐵道の復舊、設備、改造、擴張、並びに大連に於ける終端驛の完成改良等の諸費用を供給する爲に、シンヂケート組織せらる。契約の兩當事者は、上記の如くにして買収せられたる財産に就き、共同且つ平等の所有權を有す。炭礦(該鐵道に關聯する) 採掘は別個の協定により一會社に許可せられ、兩當事者は此の會社に、共同の利害關係を有し、双方より代表者を出すものとす。

滿洲に於ける凡ゆる企業的發展に就き兩當事者は、平等利害關係者としての權利を持つことを原則とす。南滿洲鐵道、其の附屬物、軌條、枕木、橋梁、凡ゆる地上建設物、停車場、家屋、乗降場、倉庫、船渠、埠頭等は、双方の代表者に依り決定せらるゝ價格を以て買収せらるゝものとす。

上記鐵道を經營すべき會社の組織は、四圍の狀況と其の存續とに適應するを要件として決定せらる。而してそは日本の現狀に適應するを可なりと信ぜらるゝにより、日本の管理下に於て經營せらる。然りと雖も事情の許す限り時々其の組織の變更を加へ、結局代表權及び管理權を平等ならしむ。該會社は日本の法律により組織せらる。ハリマン自身は、斯く日本の會社により鐵道を經營するに同意したるが、此の件に就きハリマンの仲間が賛成するや疑問なれども結局賛成を得ること可能なりと信ず。……(11)

(11) 永雄 前掲書 二六四頁

滿洲に於ける非外交の發端

此の覺書によれば、滿鐵の經營及び其の發展はハリマンの融資の下に日米兩國資本の共同且つ平等の所有權の下に置かれるのみならず、之に關聯する炭礦其他凡ゆる企業は結局兩者の共同管理及び共同經營の下に置かる可きであつた。而も斯かる共同管理の下にあつては必然的に最も強大なる資本勢力が支配的となるものであるから、若しも右の如き契約が締結されるとすれば、それは滿洲に於ける日本の獨占的な勢力範圍を放棄することを意味するものであつたのである。故に此の覺書が、其後間もなくポーツマス條約を携へて歸國した小村全權の反對に遭遇して破棄されざるを得なかつたといふことは、毫も怪しむに足らない。

唯茲に問題になることは、「國民の流血を犠牲にして克ち得た滿洲の權益」を、結局に於て他國に讓渡するやうな斯かる覺書を交換した理由は何處にあつたかといふ事である。而してこれが根本的動機を、戦後に於て直面した日本の財政上の困難に求むる見解は蓋し當を得たるものではなからうかと思ふ。日露戦争による日本政府の財政負擔は甚だ重く、戦前即ち明治三十六年末の國債未償還額五億三千八百萬圓に對して、戦後三十九年末には二十一億八千九百萬圓といふ戦前の四倍に上る増加を示した。而も「日露戦争後に於ては、日清戦争の場合のやうに賠償金になかつたから、公債によつて戦後經營をしやうと思つても、財政はこれ以上公債を負擔し得る餘裕を全く缺いて居たのである。」⁽¹²⁾ それにも拘らず、戦後日本が朝鮮、滿洲に於て建設せねばならぬ諸種の事業は、列國の帝國主義的對立と、是等の土地開發の自然的歴史的困難のために、一層強大な権力と軍備とを必要として居た。されば媾和條約によつて受け繼ぐ可き滿鐵及び之に附隨する諸權益の利用に要す可き莫大な資本は、到底之れを日本の經濟・財

政状態から引出すことは不可能であつたのである。⁽¹³⁾ハリマンを代表とする米國資本勢力が滿洲を自己の投資領域として獲得せんと企圖したのは日本資本の此の劣弱に乗じたものであり、日本の政治當局者も亦右の財政上の困難から大いに意を動かしたのではなからうかと推測される。

(12) 大内兵衛 日本財政論 公債篇 一一八頁

(13) 滿鐵は事實創業當時の固定資本の大部分を外債に仰いだ。明治四〇年に四百萬磅、四一年に二百萬磅宛二回、四四年に六百萬磅、合計千四百萬磅即ち一億四千萬圓の外債を募集した。

又之を米國資本の活動から見れば、ハリマンの計畫に於ける世界一周交通路計畫と言ふが如きは單なる表看板で、實は滿洲鐵道と之に關聯する利權の獲得が本來の目的であつたといふことは明かである。一鐵道會社による世界一周路の建設の如きが、言ふ可くして如何に實行不可能であるかは何人にとつても明かな筈である。而もハリマン鐵道計畫の失敗後、尙引續いて米國資本が如何に執拗に滿洲市場への侵入を企てたかといふ事實を見れば、其の本來の意圖が奈邊に存したかは想像に難くない。

ハリマンの覺書に絡む外交上の馳引に就ては窺ひ知ることが出来ぬ。⁽¹⁴⁾併し覺書の破棄に當つて日本當局の口實とした所は、「日本に對する滿鐵の讓渡は、清國の同意によつて初めて可能であることは媾和條約第六條に明記して居る所である。故に日本政府は、清國と交渉以前に於て、ハリマンと斯かる契約を締結す可き法的根據を有しない事になる。だから十月十二日附の覺書に就ては、尙一層慎重なる調査と研究とが爲されるまでは未決にして貰ひた

いふのであり、其後ハリマン宛の破棄の通告では、ポーツマス條約第六條による支那の同意を得たが、露國に對する原特許に準據し、南滿洲鐵道は日本人及支那人のみを株主とする會社によつて經營される事が必要であるから、同覺書の無効となつたことを遺憾とする」と言ふにあつた。斯かる形式的な外交辭令は吾々に些かも事實の真相を明示するものではない。吾々にとつて重要な事は、斯かる時期に際し一度び政治の首班によつて行はれた有力な契約をも遂に破棄せしめざるを得ざらしたものは、畢竟其時代を支配した社會情勢であつたといふことである。その社會情勢とは、滿洲に對する外國資本の進出に抵抗して、その將來の勢力圏を確保することを必然的に要求しつゝあつた所の日本資本主義の發展的傾向であつた。斯くて門戸開放の武器によつて極東の市場に進出を試み、此の武器によつて滿洲に對する日本資本勢力の進展を牽制せんとせるアメリカ帝國主義の政策は、先づハリマンの計畫に於て最初の挫折を経験したのである。

(14) 永雄博士は、ハリマンとの覺書の交換は初めから桂伯と小村男の仕組んだ芝居であつて、其の主たる理由は、日清戰後に於ける三國干渉の二の舞を防禦し、講和談判を無事に終了せしめ且つ勝利の成果をも確實に掌握するために、米國を南滿洲鐵道の利權で誘ひ、我國に好意の奔走を致さしめる點にあつたといふやうな甚だ穿ち過ぎた批評を下して居る。(前掲書二八六―七頁)

之に對し金子堅太郎子が昨年八月、陸軍省に於てなせる當時の日米關係に關する懷舊談に於て、米國大統領ルーズヴェルトが「日本モンロー主義」の主張に基いて日本の南滿洲鐵道の經營を支持し、從兄を通じて之れが財政上の援助を約束し、其の結果が小村男の柱・ハリマン覺書の反對となり且つこれが破棄となつたと指摘されて居る。但

し、日本の滿鐵經營に對する米國の財政的援助の交換條件として、日本政府が鐵道材料を米國の工場から購入すべきことが求められ、事實後年南滿洲鐵道會社が修理費用としてニューヨークの銀行家から貸付を受け、同時に同會社は米國の製造會社から軌條、汽罐車、車輛等を購入して鐵道の再建を成就したのであると(東京朝日新聞昭和七年八月三十一日―九月二日迄連載)。此の説明によるとハリマンの進出計畫を阻止したものは米國政府であつたといふことになる。併しこれは米國資本の滿洲進出を拒んだのではなく、直接事業經營よりも借款投資の途を撰んだものであり、同時に製造工業品の販路の開拓が密接にこれと關聯せしめられて居る。金子子の指摘せられる如く事實南滿洲鐵道會社は左の如き頗る多額の鐵道材料を米國から輸入したのである。

年 度	(a) 米國より直接輸入	(b) 會社の全購買額	(b)に對する(a)の%
一九〇七―一九〇八年	一八、九一七、五八一 ^円	二八、四三〇、九〇三 ^円	六七
一九〇八―一九〇九年	九五九、三三二	六、三五〇、三八一	一五

(Clyde, International Rivalries in Manchuria, p. 5)

三

滿鐵利權買収の失敗は、ハリマンの意圖を中絶せしめなかつた。乍併、滿洲に於ける鐵道敷設權の獲得は、清國が外國シンヂケートに新に鐵道建設を特許する事に反對して居つたこと、一九〇五年十二月の日清條約によつて南滿洲鐵道と併行の幹線を敷設することが禁じられた事によつて、甚だ困難であつた。だがそれは全く絶望ではなかつた。と言ふのは日本の滿洲進出を欣ばざる清國の外交行動を利用する機會が充分に残されて居たからである。さ

ればハリマンは、或ひはホラバード大佐 (Colonel Holabird) 及ウォーレス (Wallace) の兩専門家を特派して東北支那の通商や工業資源を探究せしめたり、又奉天領事ストレート (Willard D. Straight) より常にシベリア及び滿洲の鐵道に關する報告を得ることによつて、その好機を窺つて居た。

一九〇七年、事實上モルガン及びクーン・ロエプの二大資本閥の代理人として奉天に駐在して居た總領事ストレートは、一の利權の報告をハリマンに送つた。それは支那が京奉線上の新民屯より法庫門に至る國有鐵道の敷設權と、將來此の鐵道がシベリア鐵道と聯絡するために齊々哈爾迄延長せられる場合の敷設權とを、英國のボーリング商會 (Pauling & Co.) に與へたから、これに割込めといふのであつた。所で此の新民屯・法庫門鐵道は明に一九〇五年十二月の日清密約を無視して滿鐵並行線を敷設する第一歩であつた。故に日本は屢々右の交渉に警告を發したのであるが支那側は之に肯んぜず、一九〇七年十一月唐紹儀が奉天巡撫として派遣されるに及んで、總督を援助して日本勢力の進出を阻止せんとする努力が頗る顯著となつた。而して結局新民屯・法庫門鐵道敷設權を英國商會に與へたのも、北方の豊穰地を開拓するといふ經濟的利害よりも、寧ろこれを以て政治的弄策の手段たらしめんとする傾向によつて導かれたものであつた。即ち支那は鐵道及鑛山事業に關する利權を英米に與ふることによつて日本の進出を妨害せんとしたのである。此の以夷制夷の外交政策は爾來屢々支那政治家の據り所としたものであつたが、此事は決して支那の利益を増大せしめることなく、徒らに支那を中心とする國際關係の不安と動搖を醸成せしめ、支那に對する國際帝國主義を強化せしめるに役立つたに過ぎなかつたのである。

だが右の鐵道利權に就て言へば、これも亦遂に實現することがなかつた。折柄アメリカを襲來した恐慌によつて、さすがにクーン・ロエプを背景とするハリマンも、此の利權に積極的に參加す可き資金の調達が出来なかつたからである。同時に右鐵道に對する日本の抗議によつて英國政府もボーリング會社を支持することを拒み、従つて一九〇九年に至つて此の契約も亦破棄されたのである。

米國資本は右の鐵道利權の割込みを成就し得なかつたが、同年更に滿洲銀行の計畫を樹て、これによつて滿洲への投資を計ると共に、滿鐵並行線を實現せんと試みた。此の銀行設立案は、ボーリング會社の利權の場合と同様ストレートと唐紹儀との間に交渉が進められた。それによると滿洲銀行はアメリカ資本によつて設立される滿洲政府の金融機關たる可きものであつて、特に新民屯・愛琿鐵道の建設や滿洲通貨の安定及び商工業の振興を計るを目的とす可きものであつた。而して此の銀行設立に對する二千萬弗の資本に就ては、クーン・ロエプ商會が之に融資する用意あることを米國國務省に明言した。

翌一九〇八年ストレートは歸國してクーン・ロエプ資本閥の幹部たるハリマン、シフ (F. H. Schiff) カーン (Otto Kahn) 等と協議したが、既に彼は奉天出發以前、前年の趣旨に従つて二千萬弗借款覺書に調印して居つたのである。清國に於ても亦唐紹儀を團匪賠償金一部返還の返禮として米國へ特派した。併し彼の渡米の眞目的が既にストレートとの豫備協定を遂げた借款交渉を完成せんがためであつたことは明かであつた。然るに同年十一月光緒皇帝及び西太后共に急死し、唐紹儀の頼れる袁世凱の勢力が失墜したるため、日本の壓力も加はり右の計畫も亦締

結の二歩手前で畫餅に歸してしまつた。

是等の相次ぐ挫折にも拘らず、ハリマンは遂に年來の計畫を放棄せず、同年末の露國との交渉によつて、若しも日本が南滿洲鐵道の賣却を承諾するならば、露國政府は進んで東清鐵道を米國資本團に賣却す可しとの約束を得て居る。併し斯かる事態の到来は全く覺束なかつた許りでなく、ハリマンの多年に亘る異常な努力も一九〇九年の彼の死によつて大團圓を告げたのである。

だが是等の事實を顧るならば、米國資本の滿洲への割込み運動が如何に執拗に續けられたかを容易に觀取し得るであらう。而してストリートによれば「滿洲開發の主役を演ずる」(15)ことを目指した米國資本の此の活動が、如何に滿洲を「勢力範圍」とした日本の利害と對立するものであつたかは贅言を要せぬ程明かである。米國資本の進出は常に日本勢力の壓力によつて拒まれたのである。斯くて滿洲に於ける資本活動を中心とする日米兩國の關係の悪化は、米國に於ける日本移民排斥の問題と絡んで、國際政治的方面に於ては一九〇八年の高平・ルード條約の締結に迄導かれて居る。此條約は兩國政府の政策が何等侵略的傾向に制せられることなく太平洋の現状維持を擁護し、且つ一切の平和手段によつて支那に於ける列國の共同利益を保存す可きことを申し合せたるものであつた。斯かる條約を必要とする程兩國の國際關係は緊張して居つたのである。當時大統領ルーズヴェルトは其の後繼者タフト宛の書翰で、若しも支那に於ける門戶開放政策が一強國によつて無視される場合には、武力に訴ふることも亦止むを得ないと書いて居る。(16) そのタフトの新政府は、米國の金融資本團が滿洲に於てより重要な活動を遂行するに就

ての援助を誓約した。大統領タフトは一九〇九年の就任演説で軍備縮小論を反駁し次の如く聲明した。

「東洋に於ける門戶開放問題其他の懸案から生ず可き國際紛争に當面して、わが合衆國は自國の利益を現状の儘に維持し、且つ其の正當なる要求を尊重せしめることが出来る。然るに若しも合衆國が、其の權利を主張し其の利益を擁護するに際して、單なる口先の抗議や外交文書以外何等の援護手段をも用ひないことが知られるならば、わが國は右の行動すら遂行し得なくなるであらう」と。(17)

(15) 滿洲銀行協約の覺書をハリマン宛に發送した一九〇七年八月七日にストリートは次の句を日記帳に書き込んだ。唐氏は案文に賛成だし文書は發送された！ 成功疑なし。それが採用されると吾々は滿洲開發の主役を演ずることになる。支那に於ける我國の勢力は驚く程擴大された。(Colby; "Willard Straight," p. 241. Nearing, Dollar Diplomacy, p. 41)

(16) 前掲 拙稿 五二—五三頁參照

(17) U. S. "Congressional Record" V. 44, p. 3. Nearing, op. cit. p. 43. 邦譯 非外交 六八頁

四

米國國務省がアメリカ投資勢力に與へた積極的な援助は、タフト大統領の就任期間を通じて極めて徹底的な且つ鮮明な對外政策として發展して行つたのであるが、此の所謂「非外交」は、極東に於ては、滿洲進出計畫の幾度びかの蹉跌の後次第に積極性を帯びるに至つた。抑々米國の極東支那市場に對する政策が終始一貫門戶開放主義を以て

貫かれて居ることは事實ではあるが、今や滿洲に對する積極的活動の時期に當つて門戶開放主義の本質は著しく變化するに至つた。それは最早ヤシオン・ヘイの宣言に於ける如く、支那に於ける各國の既得權益を承認し唯通商上に於てのみ機會均等を與ふ可しと言ふが如き消極的のものではなくて、進んで他の既得權益に割込み又は直接に既得權益を排除することによつて、米國も亦他國と平等の權益を獲得せんとする積極的活動に轉化した。それは門戶開放政策を通じての非外交の強化であつた。而して其の實際的手段は、支那に於ける最重要な鬭争對象を國際化するプラン即ち國際管理の計畫であつた。而して此の計畫は先づ滿洲に關しては一九〇九年の滿洲鐵道中立案となつて現はれた。時の國務長官ノックス(Philander C. Knox) 自らの言へる如く、正にそれは支那に對する合衆國の「傳統的政策の新形態に於ける第一歩」(The first step in a new phase of the traditional policy)であつた。

國務長官ノックスによる滿洲鐵道中立案は、錦愛鐵道の利權と關聯せしめられ、此兩者は交互案として巧みに外交上の馳引に利用せられた。勿論其活動の眞目的が前者にあつた事は疑ひを容れない。併し此事情を知るために一應錦愛鐵道問題に觸れて置かなくてはならぬ。

錦愛鐵道とは、京奉線錦州から滿鐵及び東清鐵道南線に並行して北進し、齊々哈爾に於て東清鐵道を横切り、遠くシベリア國境の愛琿に至らんとする全長約三千支里に及ぶ大鐵道であつて、これは嘗て一九〇七年にボーリング商會が敷設權を得、米國資本がストレットを介して割込まんとした新民屯—法庫門鐵道を更に數倍の大きさに擴張したるものであつた。而も此の後者の利權が滿鐵並行線禁止の日支條約違反であるといふ日本の抗議によつて一九

〇九年八月破棄された後僅か一箇月餘にして、同年十月二日米國投資團及びボーリング商會は此の更に大規模なる錦愛鐵道利權に關する協定に調印して居るのである。

此の協定の調印者即ち此の利權契約の當事者は、東三省總督及び奉天巡撫(支那側)、米國銀行團(J. P. Morgan & Co., Kuhn Loeb & Co., First National Bank, National City Bank, 即ちモルガン・ロエブ財閥)及び英國のボーリング商會であつた。此の協定により(1)東三省は米國銀行團より錦愛鐵道建設資金を五分以下の利子で借款す可きこと、(2)これが利拂並に減債償却は支那政府によつて保證され、鐵道其のものを擔保とすること、(3)鐵道建設はボーリング會社をして請負はしむること等が定められた。同時に米國銀行團とボーリング商會との間にも一の協定が締結されて、歐米に於て購入される鐵道建設材料及び裝置の勤くとも半分は米國製品たる可く、且つ米國財團の推薦する特定のアメリカ人技術家を招聘して建設事務に従事せしむること等、即ち通例資本投下の場合に條件とせられるやうな一切の取極めがなされたのである。(18)

(18) MacMurray, "Treaties and Agreements," V. I. pp. 800-802. Nearing; op. cit. pp. 45-46.

永雄 前掲書 三四九頁以下、東亞經濟調查局 米國の對支經濟政策 七三一七四頁

五

右の如き錦愛鐵道の利權契約が締結されたのを見た國務長官ノックスは、其の本來の目標たる滿洲鐵道を一國際團體に移管する中立化實現の機會が到來したものであると信じ、一九〇九年十一月六日英國宛の公文書に於て、錦

愛鐵道に關する新協定を通告すると共に、所謂滿鐵中立案を提議するに至つたのである。此の提議は二案から成つて居る。

第一は、利害關係諸國の貸與する資金を以て鐵道の所有權を獲得し、一定プランの下に滿洲鐵道を公平なる管理下に置くこと、即ち借款期間中は參加各國の國際シンヂケートをして鐵道事業の監督に當らしむること。公文書は次の如く述べて居る。支那をして滿洲に於ける政權を完全に享有せしめ、又門戶開放及び機會均等主義の適用により滿洲の發達を進捗せしむべき最有效の方法は、滿洲の諸公道即ち諸鐵道を、一定の方法により經濟的且つ科學的にして公正無私なる管理下に置くにある。一定の方法とは、參加希望の利害關係諸國より、當該目的の爲に供給せらるゝ資金により、諸鐵道の所有權を支那に與ふるにある。而して此の借款は、支那が特定期間内に償還し得ることを理論的に確實ならしむるに足るの一定期間と、銀行家及び投資家を誘導するに足るの諸條件とを具備し居るを要する。又借款參加國民は、其の期間内鐵道を管理し、關係諸國政府は、其の期間内其の國民及材料の供給に就き相互に平等の基礎に立ち、第三國に對して優先權を有するものとす。上記提案實行のためには、現存の滿洲諸鐵道を回收する者及び其の特權者即ち支那及日露兩國は固より、錦愛鐵道契約により特殊利害を有する英米兩國の共力を必要とする。」

第二は若し第一提議が全然實行不可能なる場合、英米兩國政府は外交上錦愛鐵道協定を支持し、右線の敷設資金及敷設工事に關し關係諸國の參加を勧誘すること。而して「當該鐵道及び今後商業發達が必要とする追加鐵道に投資し、又建設に従事し、同時に上記と同一系統に包含せられるものとして提供せらるゝことあり得る現存鐵道が、支那に依りて買收せらるゝ場合其の資金を供給すること。」

ノックスは其後十二月十八日付を以て日露兩國に右の提案に關する公文書を提出したる後、翌一九二〇年一月六日「滿洲諸鐵道の中立案に關するステートメント」を公開し、「米國が關係諸國に提議したる滿洲諸鐵道の中立案は近時米國極東政策の歸趨を明にするものであり、それは「對支特に對滿米國傳統政策の新形式に於ける第一歩」であると述べて居る。ステートメントは中立案の趣旨に言及して曰く、「國務長官ヘイの門戶開放政策は、清國の領土及び主權の保全、各國民に對する商業上の機會均等を核心として居る。而して米國の信する所によると、清國をして滿洲に於ける全政權を完全に享有せしめ、實際的に適用せられたる門戶開放主義下に東三省の尋常なる發展を進捗せしむる爲め……最有效なる一方策は、滿洲の諸鐵道を所謂東方政策より除外し、清國に其の諸鐵道の所有權を移し、經濟的にして且つ公平無私なる管理下に置くことである。」その方策とはノックスによれば即ち利害關係諸國による國際管理の計畫であつた。然るにステートメントによると、斯かる計畫によつて「清國主權の不可侵、滿洲の商工業の發展を保證し、又現に清國が銳意畫策せる財政及び幣制改革問題の初歩的解決に實際的根據を供給し、日露兩國に對して、是等諸鐵道に關する其の煩瑣なる義務、責任及び國費を、兩國を包含する關係諸國に移讓するの機會を與へ、滿洲を完全なる商業的中立地となし、斯くて世界平和に大に貢獻する所あらんと欲す」といふのである。(18)

(19) 永雄 前掲書 三二〇—三二二頁及び三二四—三二五頁 U. S. Foreign Relations. (1910) Ser. 5945. p. 234. Clyde; op. cit. 邦譯 二四八—二四九頁

ノックスの右の提議及びステートメントを一瞥するならば、滿鐵中立案の本態が如何なるものであつたか容易に首肯かれ得やう。其の何れの場合に於ても、右の提案が米國の傳統的對支政策たる門戶開放主義の適用に過ぎぬといふ事を主張して居る。門戶開放・機會均等は洵に望まじき國際的政策であると言はねばならぬ。又支那をして滿洲に於ける全政權を完全に享有せしめ、且つ滿洲鐵道に就ての支那の所有權を確立するといふ提案は、外觀上支那に對して甚だ公正且つ友誼的である。然るに斯かる提案の根底に横はつて居るものは、滿洲に於ける日露兩國の既得權益を排除することによつて、これを國際的管理の下に移し、然る後次第にこれが支配權を掌握せんとする所の米國資本の飽くなき貪慾であつた。當時獨逸の一新聞がノックスの中立案を批評し、米國の提案の眞意が果して極東に於ける門戶開放を目的とするものなりや否やは頗る疑問なりとし、第一に此提案は米國對支投資團の慾憑に出でたるものであり、而も米國資本團の目的とする所は、初め滿洲鐵道を國際的に中立とし次いで米國資本により其の實權を收めんとするものであり、第二に此提案は外交上日本を不利に陥れることによつて米國を有利なる地位に導かんとするものである、何故かといふに此提案は日本が之を拒絶することを豫想し、其場合には米國が政治的争闘を排すためになせる平和的且つ經濟的なる提案に同意せざる事を以て、日本が國際正義の上から非難せられる事を期待したものであると論じたのは、事實の眞相を穿つた批評であつたと思はれる。同紙は明に右の提案を以

て米國が直接日本を敵として提出したものであると斷言して居る。(20)

(20) 獨紙「ハンブルガー・ナッハリヒテン」(“Hamburger Nachrichten”) 一九一〇年一月十三日及十四日付に掲載された「滿洲鐵道」及び「獨逸と米國の提案」と題する二論說。永雄 前掲書三三三—三四頁引用に據る。

右の如き提案が滿洲に於て既に確固たる權益を保有して居た日露兩國によつて直ちに反對されたことは理の當然と言はなくてはならぬ。露國は一九一〇年一月二十一日付米國國務長官宛の回答書に於て次の如く其の反對理由を表明した。

「米國政府は此の提案を以て、滿洲に於ける支那政權を絶對的に確保し、門戶開放主義の適用による同地方開發に貢獻する最良の方法と信じて居る」が、現在「滿洲に於ける清國の主權及び門戶開放主義を脅威する何ものも存在して居るとは思はれぬ。」従つて滿洲の現状に於て米國政府が主張する様な問題を今日提案せねばならぬ様な理由を發見することは出来ぬ。又露國の立場からすれば、「米國政府提案の如き滿洲諸鐵道の國際的管理は本政府が最も重要視せる露國公私の利益を甚だしく阻害する」が故に、これに同意することは出来ぬ。即ち(一)東清鐵道特許期間は八十年であり、清國の買戻權實行最短期間は三十六年であつて尙三十年を餘して居る會社は、此期間を前提として經營方針を立て、居るから、右期間以前にこれが諸特權を拋棄せしむるは不當である。(二)東清鐵道は多くの補助事業及び管理施設を創設し、且つ其の沿線には鐵道の社會的信用を前提として諸種の企業が營まれて居るから、之を無視して鐵道の現状を變更することは不當である。(三)本線は大シベリア線の一部として歐露西歐諸國と極

東とを連絡する幹線であるから、露國は之を其の支配下に置いて運賃率其他運輸條件を適宜それに適せしめねばならぬ。故に之を國際管理に移すことは承諾し得ない。

露國と同日付の日本政府の回答は、眞向から米國の提案に反対し、これを以てポーツマス條約背反であると論難した。「ポーツマス條約は滿洲に永久の秩序を建設するを目的として居る。而して帝國政府は此の條約を忠實に嚴守するを以て、滿洲の永遠の秩序及安寧と尋常なる發展とを確保するに最有力なる保證であると信じて居る。」然るに滿鐵中立案は「ポーツマス條約文に著しく背反せることを計畫して居る。」日本が右の提案に反対する最重要點は此點にある。更に回答文は次の如く述べて居る。「清國の領土保全及び清國全部に於ける機會均等主義を支持する」といふ事には日本も亦衷心から賛成する。併し現在「滿洲に於てのみ特に清國政權の享有が侵犯せられたる實情を認め得ない。」従つて「滿洲に於てのみ支那の他の部分と異なる特殊の制度を必要とするやうな特殊の事情を發見することは出來ない。」況んや一國の管理に代ふるに國際管理を以てすることは、經濟的にも能率的にも不利益であるから斯かる提案を承認することは不可能である。右の如きが提案反対の主要理由であるが、尙他に「看過し得ざる有力なる理由」がある。それは日本の滿鐵拋棄は、滿鐵沿線の日本人の各種企業への投資利益を害するものであるから、「帝國政府は其の信用上又責任上、保護と防禦とを與へ得る手段を撤回することに同意し得ない」のである。(21)

(21) 永維 前掲書三三四—三三五頁及び三三七—三四〇頁參照

右の如く中立案に對する日本の反對の主たる理由は、此の提案がポーツマス條約の背反であるといふ點にあり、

露國 反對はそれが直接東清鐵道の利害に關するといふ點に存したのであるが、其の重點の置き所は違つたとしても、滿洲の諸鐵道の權利を國際管理に委ねることが兩國の此地域に保有する權利義務と到底相容れないものであるといふ見解に於て兩國は完全に一致した。而してこれを歐羅巴列強の立場に就て見れば、彼等は共に日露兩國の此の斷乎たる反對に對して抗議す可き何等の理由も持たなかつた。英國はノックスの提案に答へて、主義としては滿洲に於ける諸鐵道中立案に賛成ではあるが現在の實際問題としては實行不可能であるが故に、之を支持し得ざる旨を言明し、英國の輿論も亦日英同盟の立場から日本の主張を支持した。佛蘭西に就て言へば、東清鐵道に關する露國との密接なる金融關係が存在する以上其の立場は至極鮮明であつて、露國と共に米國案を拒否した。斯くてノックス案は、極東に於て英佛兩國の如き利害關係を有せざる獨逸によつて、僅かに原則上の支持を得たのみであつたが、其の獨逸の輿論すら前述の如く、米國の滿洲進出の眞意を見抜くことによつて、該問題に積極的に參加することを戒めたのである。

斯くて滿鐵中立案によつて滿洲の利權に割込むことに失敗した米國資本團は、再び十月二日の協定に立戻つて、其の交互案たる錦愛鐵道計畫に頼らねばならなかつた。だがこれも亦滿洲に於ける既存の利益を阻碍するものでありといふ日露兩國の再三の頑強なる抗議に遭遇した。併し吾々は今茲に錦愛鐵道問題に關する紛争を記述する煩を避けたいと思ふ。錦愛鐵道利權とは如何なるものであるかは既に説明したし、之に對する各國の立場は滿鐵中立案の場合と同様であつたといふ事を指摘すれば足りるからである。此の鐵道利權も亦支那政府との間に調印を了して

居つたにも拘らず、長き國際的紛争の後、これが建設に着手することなくして一時立消えとなつてしまつたのである。

六

ノックスの中立案及び錦愛鐵道建設案の如上の失敗は總じて如何なる理由に歸せしむ可きであるか。モーズは之を以て、國務長官ノックスが次の諸關係を充分理解し得なかつたといふ點に求めて居る。それは(1)極東問題は歐羅巴外交と密接に結合して居るといふ事、(2)合衆國以外の列強は支那帝國の領土保存に左程眞摯な關心を有せざりしこと、(3)東洋に於けるアメリカ外交の成功は、常に又唯、是等の地域に利害關係を有する他の強國との少くとも部分的な協同からのみ生じ得可きこと、(4)此の營利世界に於ては交換上或るものを與ふることなくして何等かの價値を得ることが困難であること云々(28)。

(28) Morse & MacNair; Far Eastern International Relations. p. 540.

ホーレンベックは此失敗の理由を次の如く説明して居る。米國が問題の領域に充分の經濟的根據地を有せざりし事、米國が武力を用ひ、若くは武力の使用を以て脅かす意志を有せざりし事、且つ米國が其の支持を得るものと信じた國々によつて外交上窮地に陥られたこと。(Hornbeck; Proceedings of the Academy of Political Science, N. Y. July, 1917. vol. VII. p. 89.)

だが之を概括的に言へば、滿洲を中心とする當時の國際政治的關係が、米國による斯かる提案を當然無効ならし

めざるを得なかつたといふ事に歸着する。當時列強の間に存した諸關係に就て見ると、此計畫が決して何等の成功の見込がなかつた事は明瞭である。(29)而して斯かる國際政治的關係とは又當然國際資本主義的關係の上に立脚する所のものであつた。歐洲の資本主義列強がアメリカ資本勢力と共に、日露兩國の重大なる既得權益を排除し、それに伴つて生ず可き重大な國際的危機を冒してまでも、滿洲に斯かる投資活動をなさざるを得ないためには、非常に大なる過剰資本の壓力が存しなくてはならなかつたであらう。然るに一九一〇年の世界帝國主義は、滿洲以外に尙多くの活動舞臺たる可き植民地領域を有して居たのである。英國にとつては、印度の寶庫及び其他東洋の植民地市場に對する獨占的投資を確保するためには、同盟國日本をして南滿洲への投資を獨占せしむる事も敢て辭せなかつた筈である。同様に露國の同盟國であり且つこれが債權者たる佛蘭西は、露國の極東經營から生ずる利子の獲得を以て満足したのである。(30)斯かる關係の下に於て滿洲の權益を固守せんとする日露兩國の資本勢力は、今や強大なる投資勢力を以て極東に殺到せる米國資本國をして國際的に孤立せしめ、優に之れに對抗することが出來たのである。故にクライドは之を次の如く記して居る。中立提案は當時の極度に複雑せる情勢に對する充分なる知識なくして企てられ、歐洲諸國政府に對する第一回提議は折角の智慧と手腕とを空に歸せしめた。更に爾後の交渉に於ては米國政府の動機が公正無私なるものに非ずとする深い疑惑を生ぜしむるに至つた。ノックスの提案は、清國の滿洲完全統制の時期を早めることゝは反對に、特權所有國をして條約の許す程度迄自國を擁護させることに結果した。(31)

(23) MacMurray J., "Problems of Foreign Capital in China" Remer; op. cit. p. 268.

(24) 東亞經濟調査局 前掲書 八一頁

(25) Clyde; op. cit. 邦譯 二五七頁

クライドの言の如く、滿洲に對する米國資本の野心は、却つて權益の擁護といふ共同目的に向つて昨日の仇敵を接近せしめるに役立つたに過ぎぬ。一九一〇年七月四日、日露兩國は、滿洲に於ける各自鐵道の改善と發展のために友好的協力をなすこと、及び滿洲に於ける現状を維持尊重し、現状を侵迫す可き性質の事件に就ては協力して之に當る可きことに就ての一協定を締結した。(26) 此の協定は正にノックスの提案を排撃せる日露兩國の共同戦線を世界に公表したるものであつた。斯くて米國國務省の支援の下に華々しく繰出した米國資本團の活動即ち非外交は、滿洲に關する限りに於ては、其の第一歩に於て敗北した。(27)

(26) 支那關係條約集(外交時報社) 二一七頁

(27) 「日本帝國が滿洲に獨占的支配を確立するのは仲々容易ではなかつた。日本は歩一歩とこれを築き上げて來た。日本は外交手段によつて幾多の特權を得て居たし……滿洲に於ては、他のどんな強國が支那のどんな地方でも享有して居ないやうな行動の自由を確保して居たにも拘らず、日本は完全に滿洲を支配するに至らず、滿洲を他の列強の影響から完全に引き離すことが出来なかつた。……日本は此問題の解決のために極力努力して來た。日本は日英同盟を楯にして帝政ロシアを破り、以て滿洲に確乎たる地歩を得たばかりでなく、ロシアを敵國から同盟國に轉ずることが出來た。一九〇七年、一九一〇年及び一九一六年の日露條約は、日本に南滿洲、東部内蒙古の『勢力範圍』または『利益範圍』を確保したばかりでなく、日本は此の條約によつて第三國の侵害から右の勢力範圍を護るに當

つてツァール政府の支持を得ることの保證を得た。アメリカのハリマン等が一九〇九年に計畫した滿洲横斷の錦愛鐵道敷設のプランも、次いで米國政府がその代案として提議した滿洲鐵道中立化の提案も、日本及び帝政ロシアの強硬な反對に遭つて挫折し、アメリカ『非外交』はその第一歩で敗北を喫した。ハチェレンチェフ……赤露の見たる太平洋爭鬪戰 邦譯一〇八一頁

七

以上の記述によつて吾々は、日露戦争の後、米國資本の滿洲市場獲得のための鬪争が、相次ぐ失敗と挫折にも拘らず、如何に執拗な努力を繼續し來つたかを觀察した。然らば何が故に米國は斯くも執拗なる努力を滿洲に對して拂はねばならなかつたのであるか。米國が其の投資的活動に於て特に滿洲に關心を持つに至つたのは何故であるか。

リーマーは専ら之を政治的理由に歸せしめて居る。曰く「米國の金融的利害の中心は滿洲であつた。だが米國の滿洲投資は少ない。米國が借款交渉に就て特に滿洲に注意するに至つたことは決して米國の經濟的利害からは説明され得ない。それは政治的の根據から説明するのが適當である。滿洲は日清戦争の終結以來極東に於ける主要な國際政治問題となつて居るのである。合衆國が滿洲鐵道に特別の關心を示したのは、鐵道問題の解決が政治問題の解決を約束するものであつたからである」と。(28)

(28) Remer; op. cit. p. 335.

此説明は一應首肯される。だが特に米國をして滿洲問題に關與せしめた根本的原因是依然として其の經濟的利害

にあつたのではなからうか。米國は既に早くから滿洲貿易を重視して居つたといふ事は嘗て筆者の指摘せる所であるが、⁽²⁹⁾此の滿洲に對する關心が、一度び露西亞の南下政策に脅かされ、日露戦後に於ては再び日本の進出に遭遇するに及んで、勢ひ米國をして滿洲を中心とする國際政治關係の中に卷込まざるを得ざらしめたのである。滿洲を中心とする諸問題が、既に吾々の觀察し來つた如く多分に國際政治的の意味を持つて居ることは事實であり、且つ米國が滿洲に於て從來特に重要な經濟的根據を持たなかつたといふことも亦眞實である。併し此事はハリマンの鐵道計畫に始まる米國資本の活動が、其の本質に於て經濟的利害に立脚して居たといふ事實を妨ぐるものではない。此場合に於ける米國資本の利害は最早や單なる貿易上の利害ではなくて、世界の植民地領域に其の投資市場を必然的に求めて止まぬ所の高度資本主義的な傾向であつた。此の強大なる米國の投資勢力が國家の政治機關を動かして敢て極東の此の市場に干渉せしめたのである。而して嘗て此の領域に確固たる經濟的地盤を有しなかつたがために、其活動の方向は自ら他國の權益を排除するといふ點に向けられざるを得なかつたのであり、従つて一層執拗なる努力を繼續せねばならなかつたのである。斯くて其の方策の極まる所は、門戶開放の傳統的政策を利用して滿洲の利權を先づ國際管理の下に移し、然る後自らの保有する強大なる資本勢力を以てこれがヘゲモニーを掌握するといふにあつたのである。米國資本が特に滿洲に關心を持つた理由を、既に英・佛等の歐羅巴列強が確固たる地盤を扶植して居た支那のそれ等の領域に於て争ふよりも、帝國主義的勢力關係に於て比較的抵抗力の微弱であると思はれる滿洲を選んだといふ事實に求めることは甚だ正當である。だがそれにも拘らず、滿洲に對する米國の關心は

政治的にも經濟的にも一の運命的なものによつて導かれたのである。それは太平洋を舞臺とする極東帝國主義とアメリカ帝國主義との不可避的なる對立關係であつた。

(29) 前掲 拙稿 參照

故に滿洲に對する日露戦争直後の米國資本の活躍は、上述せる如く其の盡くが失敗に終つたとしても、極東に於けるこれが將來の役割は此時までに既に決定せられて居つたと見ることが出来る。同時に極東に對するその政策に於て、米國がラティン・アメリカ其他の植民地領域に對する政策に於けると同様、米國國務省と金融的投資勢力との間の極めて密接なる結合が樹立されるに至つたといふ事を看取することが出来る。政治的權力と結合し且つこれによつて直接に擁護された米國投資勢力の斯かる活動は、一般に「非外交」の名を以て呼ばれるに至つた所の、強大なるアメリカ帝國主義の手段となつたのである。滿洲に於ける非外交の發端に於て、専ら米國資本團の代表者として活躍したウィラード・ストリートは次の如く論じて居る。

「非外交は我が國民的生長の論理的な示顯であつて、それは諸國民の會議に於て合衆國が一層重要な地位を正當に獲得するといふ事である。此新政策の目的とする所は、既に外國貿易に従事せる米國人を擁護するのみならず新しき活動家を鼓舞し、且つ外交的活動によつて、嘗て資本又は商品市場を海外に求めざりしも將來求めざるを得なくなる人々に對して、其の道を準備するといふ點にある。而して支那に關して言へば、「此の結合(借款による結合)……筆者」の維持されることは支那の利益であり、且つ吾々が此の現在の地位を持続することは支那と同様合衆國の

利益である。現在支那の大問題は融資の問題である。其解決に當つて吾々が實際上の發言權を賦與されて居ることは支那の利益であり、且つ合衆國が支那の借款交渉に於て能動的な役割を持續して居ることはアメリカ貿易の利益である」と(30)

大統領タフトは一九二二年十二月三日議會に與へた對外關係に關するメセージで次の如く言つて居る。「支那に於ける同國の自主獨立を可能ならしむるための金融投資を奨励する政策は、門戶開放政策に對して新生命と實際的適用とを與ふるの結果となつた。現政府の終始一貫せる目的は、支那が合衆國其他の列強との條約で誓つた根本的諸改革を進捗せしめ自國の開発を計るに際し、アメリカ資本の利用を慫慂するにあつた」と(31)

而して一度び失敗に終つた極東に於ける非外交が、爾後の期間に於て如何に重大な効果を齎すに至つたかに就ては、支那に於ける國際借款團の成立と米國の關係を論述する次の機會に於て取扱ふことにしたいと思ふ。

(30) T. W. Overlach; Foreign Financial Control in China. pp. 215-216.

(31) U. S. "Foreign Relations" 1912, p. xi. Neering; op. cit. p. 265. 非外交 四〇一頁

附記 本篇は拙稿「ジョン・ハイの『門戶開放』宣言」(本誌本年二月號所掲)の續篇をなすものであつて、「支那に於けるアメリカ帝國主義活動」の一節である。茲では日露戦争後歐洲大戰に至る期間の米國の對支活動中、滿洲に關する部分のみが取扱はれて居る。尙滿洲に關するものだけに就ても、此外に一九一〇年の「幣制改革及滿洲實業振興借款」の問題があるが、これは便宜上國際借款團の問題と共に今回の續編中に取扱ふ事にした。尙今後繼續する可き此の研究に對して識者の御叱正と御教示を賜らば幸甚である。

(一九三三・六・一一)

中世西歐に於ける商業の復活

——主としてビレンヌの所説に就いて——

高 村 象 平

コオランと劍とを手にした回教徒は、一切世界救済の素願の下に、然し「實際には、その農業經濟の爲めの新しい土地、商業の擴大及び手工業の發展の爲めの新しい市場の獲得を目的として」、六三七年から四四年にかけて波斯ササン王朝を覆し、これと相前後してシリアを(六三四—六三六年)、エジプトを(六四〇—六四二年)、亞弗利加北岸を(六九八年)ビザンティン帝國から奪ひ、歐土に渡つては西班牙を占領し(七一一年)、更にフランクを襲つた。この最後の企ては、フランク王國のカアル・マルテルの奮戦によりトル又はポアティエに於いて挫折したが(七三二年)、しかもここに結果したことは、シリアの占領による東洋貿易路の、エジプトの占領によるその「穀倉」の、その他の土地の占領による、そのアラビアの砂漠に於ける過剩人口にとつて必要な市場と土地との、獲得の外に、地中海を挟み、のみならず西班牙に於いてはこの境界をすら突破して、二つの世界的宗教の、即ち回教界と基督教界との對立、これであつた。

中世西歐に於ける商業の復活